



Title	幕藩制国家の領有制と領民
Author(s)	長野, 遼
Citation	大阪大学, 2007, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/47090
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、大阪大学の博士論文についてをご参照ください。

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

氏名	ながの野 すすむ
博士の専攻分野の名称	博士（文学）
学位記番号	第 21421 号
学位授与年月日	平成 19 年 3 月 23 日
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 2 項該当
学位論文名	幕藩制国家の領有制と領民
論文審査委員	(主査) 教授 猪飼 隆明 (副査) 教授 村田 路人 教授 平 雅行

論文内容の要旨

本論文は、申請者が 1970 年代から 90 年代にかけて発表してきた、日本の近世から明治維新にかけての西南諸藩とくに肥前の諸藩の動向について、領有制論の視点から一書にまとめた論考である。論文は、序章について第 1 章から 11 章、さらにあとがきを含めて、400 字詰め原稿用紙にしておよそ 900 枚にのぼるものである。

まず序章「幕藩領有制と類型論」において、領有形態が生産・流通・生活・意識を規定していたとの視点から幕藩制国家の特質を解明することの有効性について論じ、第 1 章「藩制と領民の動向」においては、全国的な視野で、百姓一揆・村方騒動の発生と地域・領有形態との関係を統計的に論じている。

第 2 章「地方知行と村」では、佐賀藩における地方知行制と村との関係について、とくに相給問題を視野に入れ、村内給地総高に占める特定給人の給地の割合と村政への影響力について検討している。多くの被官層（農業や商工業に従事しつつ身分的には武士）の広汎な存在が指摘される。

第 3 章「佐賀藩における身分編成一兵と百姓・町人との関係について」では、佐賀藩においては、長崎警備のために兵を村方に抱えたままであり、兵農分離が極めて不徹底にしか行われていないことを具体的に示し、このことが村方の運営に如何なる影響を与えたかについて論じている。

第 4 章「対馬藩田代領における初期庄屋の様相」では、対馬藩の飛地代官支配領における村役人の役割について検討を行い、佐賀藩や肥前国の諸藩と同質であることを論証する。

第 5 章「幕藩制国家における知行継承の特質」では、知行が売買されないこと、すなわち非家産制が日本の幕藩制国家の特質であることを強調し、そのことを、大名の知行継承の側面から、すなわち藩主の隠居・相続のあり方（幕閣の認知と將軍目見）のなかに示されることを明らかにしている。

第 6 章「藩国家認識の形成と展開」では、佐賀本藩と小城・鹿島・蓮池の三支藩との間に結ばれた「三家格式」の検討を通じて、領域を国家として表現する事態の反映として、藩国家という認識が生まれ、藩絶対主義化といわれる幕末における藩国家意識の原型が、17 世紀末ごろに形作られていると論じる。

第 7 章「天保期における藩国家論」では、柳河藩士の献策の検討を通じて、大政委任論とそれを基礎に展開される皇国論に、藩国家が包摂されると論じる。

第 8 章「肥前上松浦幕領における全領的村方騒動」では、天保 9（1838）年、水野忠邦が文化 14（1817）年に上知した 17000 石の幕領 43 か村の庄屋層に対して、領域内小前層が、訴願（主に佐賀藩に）と逃散をおよそ 1 年間繰りかえし、結局佐賀・唐津両藩兵によって弾圧される経過を詳細に追いかけている。

第9章「幕末期における給人と知行村」では、給人小山家の知行地を検討して、佐賀藩では幕末でも地方知行制が基本的知行形態であることを明らかにした。

第10章「幕末期佐賀藩における村方の諸要求」では、庄屋不正追及や祭礼・生産条件など多面的 requirement が出されるとともに、「お救い」を求めることが多くなることを示して、佐賀藩における世直し状況の特質を論じている。

第11章「幕藩領有制の解体」において、維新政権が世直し層との対決の過程で集権化を進め、版籍奉還・藩治職制による全国一律の藩政改革・廃藩置県、さらに地租改正・秩禄処分を実施するが、非家産制ゆえに大名や家臣が領地を私的所有にすることはできなかったと論じる。

そして、「あとがき」では、改めて藩国家論を整理し、維新変革がその藩国家によって遂行されると論じている。

論文審査の結果の要旨

本論文は、大名あるいは知行主が、自らの領地を売買することはない（できない）、すなわち非家産制を特色としていること、外様大名や旧族居付大名においては早期に成立する藩国家（認識）、さらに佐賀藩等に極めて特殊にみられる地方知行制すなわち兵農分離の不貫徹、以上、非家産制・藩国家・地方知行制の三つをキー概念として、佐賀藩領・唐津藩領等を具体的に分析することを通じて、日本における幕藩体制の成立からその解体、さらに近代日本の特質をも展望する議論を展開し、成功している。

知行の非家産制は、知行継承の際、目見えによる主従制の再確認と家督継承の公儀による承認を必要としたことにみられるように、知行が幕府公權の一端を担うことにより実現する。この封建的領有の特質が、幕藩体制の解体過程において、大名や知行主が地主へ転化して近代に生き残ることを不可能にする条件となった（イギリス等との相違）とする。また、藩国家は、同一領域を永く保持し、軍事力・財政機構・法制・行政組織・裁判制度の整った国家として、佐賀藩のような旧族居付大名においては早期に成立するが、幕末においては対外的危機認識を基礎に西南雄藩において広く成立する。幕府を相対化する藩国家認識は、幕末の民族的危機を背景に成立する皇国論に包摂されつつ、幕藩体制の解体を急速に推進する。ついで、領有制のあり方は、大名出自の相違により類型化できるが、領有形態は、領民の生産・流通・生活・意識を規定する。兵農分離が貫徹せず、地方知行制を明治維新时期まで存続させた佐賀藩では百姓一揆や村方騒動の発生をあまり見ないのにたいして、幾度かの交替を経験した譜代大名領で知行は俸禄制をとる唐津藩、代官統治地の対馬藩田代領では、ともに全領的一揆を経験しているとする。

本論文は、以上の諸点を、豊富な研究蓄積と史料の博搜・全析により明らかにした。ここに貫かれた透徹した歴史認識と方法は、現在の個別分散的研究状況に対する厳しい批判・警告と受け取るべきであろう。ただ、佐賀藩のもつ特殊性の由来、あるいはその特殊性が幕藩体制に付与したであろう固有の意味や要素や質について、論じたりないと思われる部分があるが、本論文が明らかにした諸点は、日本近世・近代史研究にとって意義多きものであり、本論文を博士（文学）の学位にふさわしいものと認定する。